

くるみん助成金

「くるみん認定・くるみんプラス認定」

「プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定」

を受けた中小事業主に、助成金を支給します！

中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業（概要）

「新子育て安心プラン」の支援策の一つとして、「くるみん認定・くるみんプラス認定」「プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定」を受けた中小事業主に対し、助成金を支給します。

実施期間：令和3年10月1日～令和9年3月末まで

助成額

上限50万円／事業主 ※対象となる事業の実施に要する経費（実費）

「令和6年度申請受付期間」

令和6年5月27日(月)～令和7年2月7日(金)

※予算の上限に達した場合、期間内であっても受付終了となります。

【助成申請手続きはくるみん助成金ポータルサイトへ】

一般財団法人女性労働協会 くるみん助成金事務局 URL：<https://kuruminjosei.jp/>

【助成制度や助成申請手続きなどの問い合わせ先】

電話：03-6453-7020 メール：info@kuruminjosei.jp

助成対象となる事業

中小事業主において、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行う事業を対象とします。具体的には次のような取組を実施することとなります。

- ①労働者の育児休業等の取得を促進するための取組
- ②労働者の子育てを支援するための取組
- ③労働者の業務負担の軽減や所定外労働時間の削減等を図るための取組
- ④その他労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な取組

対象事業主

本助成事業は、次の（１）及び（２）の事業区分ごと、それぞれ定める要件を満たす事業主が助成の対象となります。助成要件等の審査を行った上で、助成を決定します。

（１）くるみん認定・くるみんプラス認定

【要件】 次の３つの要件を満たす事業主



- ①子ども・子育て支援法に規定する**一般事業主（事業主拠出金を納付している事業主）**であること。
- ②令和５年度または令和６年度（令和７年２月７日まで）において、「くるみん認定」又は「くるみんプラス認定」を受けたこと。
- ③次世代育成支援対策推進法に規定する**中小事業主（常時雇用する労働者数３００人以下の事業主）**であること。

- 事業主は行動計画の計画期間（２～５年間）終了後、都道府県労働局に申請し、くるみん認定・くるみんプラス認定を受けることとなります（各認定は、複数回受けることができます）。
- 本助成事業は、令和５年度または令和６年度に、くるみん認定・くるみんプラス認定を受けた事業主に助成を行うものであり、**１回の認定につき、１回の助成（上限５０万円／事業主）を行います**（助成の申請が必要です）。

（２）プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定

【要件】 次の３つの要件を満たす事業主



- ①子ども・子育て支援法に規定する**一般事業主（事業主拠出金を納付している事業主）**であること。
- ②令和６年３月３１日時点において、「プラチナくるみん認定」又は「プラチナくるみんプラス認定」を受けていること。
- ③次世代育成支援対策推進法に規定する**中小事業主（常時雇用する労働者数３００人以下の事業主）**であること。

- 認定の流れは、くるみん認定・くるみんプラス認定と同様です（認定は１回のみ）。
- 本助成事業は、プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定を受けている事業主に対し、認定が取り消されない限り、**認定を受けた翌年度から令和８年度まで毎年度、助成（上限５０万円／事業主）を行います**（毎年度、助成の申請が必要です）。

くるみん認定・くるみんプラス認定

プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定について

次世代育成支援対策推進法において、事業主は、**労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」（行動計画）を策定**することとなっています。

行動計画に定めた目標を達成する等、一定の基準を満たした事業主は、都道府県労働局に申請することにより、**厚生労働大臣の認定（くるみん認定・くるみんプラス認定）**を受けることができます。さらに、くるみん認定を受けた事業主がより高い水準の基準を満たすと、**特例認定（プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定）**を受けることができます。

くるみん認定制度の詳細については、厚生労働省のHPをご確認ください。

（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html